

発行にあたつて

本集は、国立公文書館に所蔵されている〔A〕文部省公文書（昭和四十七年度移管分）・〔B〕同（昭和五十九年度移管分）に続き、〔C〕諸公文書（『公文録』・『公文類聚』・『公文別録』・『公文雜纂』など）から、本学に關係の深い公文書を調査・収集し、編集した資料集三分冊の第二冊目になります。

本集には、文部省・司法省等から内閣へ提出された伺・上申と附屬文書、および諸建議・事務報告・法令など、一八八六（明治十九）年から一九一八（大正七）年の三十三年間にわたる時期の関連史料一一〇点を収録いたしました。この時期には、私立法律学校特別監督條規・私立学校令・学位令・大学令などの諸法令をはじめとして、教育に関わる諸制度、判検事・弁護士等に関する資格制度の変革と整備が行なわれています。本集収録の史料は、それぞれの法令・制度について作成・検討の過程で蓄積された政府内の基本文書です。これによつて、私立学校の監督やその見直し、卒業者の資格認定、官吏任用等に関する変更の基本的な枠組みと政府内の動静をうかがうことができます。

さらに、この時期はまた、本学が英吉利法律学校から東京法学院、東京法学院大学、中央大学へと校名を改称し、組織を拡充していく時期にあたり、本集収録史料は本学をとりまく状況を明らかにし、それへの対応を浮び上がらせるものと考えられます。昨年度刊行の第十二集とともに、東京都公文書館に所蔵されている英吉利法律学校創設から大学令公布前後にいたる時期の諸史料を収録した第一集、東京大学所蔵史料を収録した第三集を参照してご活用いただければ幸いです。

貴重な史料の閲覧・収集と刊行をお許しくださった国立公文書館に、深甚なる敬意と謝意を表すものであります。

一九九五年三月

専門委員会主査

菅 原 樚 州